

令和7年度

第3回理事会資料

令和8年3月16日（月）

令和7年度第3回理事会 報告事項

- 1 令和7年度法人運営に関する事項について
- 2 令和7年度業務の実施状況について
- 3 賛助会員の新規入会の状況について
- 4 その他

公益社団法人京のふるさと産品協会

報告事項 2 令和7年度業務の実施状況について

ブランド推進事業

1 ブランド認証事業

(1) ブランド認証の状況

ブランド認証品目： 32品目（内加工品2）（令和8年3月16日現在）

ブランド指定産地：106産地

(2) ブランド認証審査会の開催状況

年月日	審査会名	審議内容
令和7年9月10日	合同幹事会(青果、豆・酒米)	ブランド産地指定期間の更新及び新規指定
9月18日	幹事会(林産)	ブランド産地の解除
9月24日	京野菜審査会	ブランド産地指定期間の更新及び新規指定
上記同日	農林水産品審査会	ブランド産地指定期間の更新及び解除
令和8年2月20日	幹事会(水産)	ブランド産地指定期間の更新
2月26日	合同幹事会(青果、豆・酒米、京の酒・京漬物)	ブランド産地指定期間の更新及び解除
3月11日	京野菜審査会	同上
上記同日	農林水産品審査会	同上

(3) 京はたけ菜のブランド出荷開始

新たなブランド製品の京はたけ菜について、JA京都中央管内の京都市伏見区、西京区、大山崎町を産地指定しました。京都市中央卸売市場において、1月16日の初セリに先立ち試食宣伝を行いました。



(4) 市場検品調査でブランド京野菜の品質確認

市場流通しているブランド京野菜の品質確認のため、JA全農京都府本部園芸課と連携して、京都市中央卸売市場で検品調査を実施し、結果をJAや農業改良普及センターにフィードバックしました。

<実施期間> 通年 <回数> 17回（2月20日現在）



伏見とうがらし
尻ぐされ果



京壬生菜
虫害

2 京のブランド製品の魅力の発信

(1) イベント出展

・ 壬生菜祭2025で京野菜を展示即売（4月12日、13日）

壬生菜発祥の地にある壬生寺で開催された「壬生菜祭」で、壬生菜をはじめ京野菜の展示・即売を行いました。



・ 和食と世界の食サミット 仁和寺レセプションでのPR（6月16日）

世界遺産の仁和寺で開催された食の国際交流イベント「和食と世界の食サミット」で在外公館関係者や外資企業などのVIPにブランド京野菜の魅力を発信しました。



・ 老舗フェスティバル2025（10月11日）

首都圏の消費者に京のブランド産品を幅広く知っていただくため、東京都中央区日本橋で開催された「老舗フェスティバル」に出展し、京のブランド産品の展示とともにLINE公式ファンクラブの会員登録を呼び掛けました。



・ 京都府農林水産フェスティバル2025（11月29日、30日）

本年も新鮮で良質な府内産農林水産物などを広く府民にPRするため「京都府農林水産フェスティバル」を開催し、2日間で過去最高と並ぶ49,000人が来場しました。



・第119回京料理展示大会（2月15日、16日）

DILIPA京都及び京の食文化ミュージアム・あじわい館で開催された京都料理組合主催の「京料理展示大会」において京野菜を展示し、PRしました。



(2) 産地見学会

料理店や青果バイヤーなどの市場関係者、消費者を対象に、生産現場を知っていただくために「産地見学会」を開催し、生産者との交流を実施しました。

・賀茂なす（亀岡市 7月23日）

学校給食会関係者など16名の実需者の方に参加いただきました。ほ場見学のための試食会では生産者ならではの賀茂なす料理を提供いただき、賀茂なすの魅力を体感していただきました。



・えびいも（京田辺市 11月25日）

市場関係者や公式LINEを通じて募集した消費者など10名に京vegeアンバサダーに任命している大学生を加えた14名の方に参加いただきました。生産者から直接、栽培のこだわりや、農家流の美味しくいただく秘訣などについて話を伺い、高品質な「えびいも」には生産者の苦労があることを実感できる貴重な場となりました。



(3) あじわい館料理教室と連携

京のブランド産品を消費者に幅広く知っていただくため、京の食文化ミュージアム・あじわい館が主催する「次世代の京料理人に習う京料理教室」に京のブランド産品を提供しました。

開催日	講師	メニュー	主な提供品目
9月19日	京料理鳥米 田中良典氏	伏見とうがらしと鶏の南蛮漬け等	万願寺甘とう、賀茂なす、伏見とうがらし
11月6日	菊乃井 村田知晴氏	ぶり聖護院だいこん 等	九条ねぎ、聖護院だいこん、京壬生菜
12月16日	草喰なかひがし 中東克之氏	水菜煮浸し、蕪すり流し 等	京みず菜、九条ねぎ、聖護院かぶ
1月22日	島原乙文 木村一智氏	聖護院かぶら餅、えびいも春巻き 等	聖護院かぶ、金時にんじん、えびいも

(4) 首都圏プロモーションの展開

・ J Aタウンマルシェ（6月12日）

J R東京駅スクエアゼロで開催された「J Aタウンマルシェ」において、万願寺甘とうと賀茂なすを出展し、首都圏の消費者に京のブランド産品をPRしました。



・ 京都フェア(高島屋新宿店・夏野菜) (7月18日から21日まで)

首都圏基幹店として位置付けている高島屋新宿店で、京壬生菜、九条ねぎなど周年物に加えて、賀茂なす、万願寺甘とう、伏見とうがらしなど夏を代表するブランド産品などを販売する「京都フェア」を開催しました。J A京都京野菜部会の女性部の3人が店頭立ち、直接消費者の皆様へ生産者ならではの視点で京野菜の魅力をお伝えいただきました。



・万願寺甘とうトップセールス（7月30日）

東京都中央卸売市場豊洲市場で、J A京都にのくのにの佐々木組合長を先頭に、舞鶴・福知山・綾部各市の幹部職員などが、仲卸業者などに万願寺甘とうのPR活動を行いました。



・京都フェア（高島屋新宿店・秋冬野菜）（1月16日から18日まで）

今年度からブランド出荷が始まった京はたけ菜や、旬を迎える花菜、聖護院だいこん、聖護院かぶなどに加えて、京みず菜や九条ねぎなどのブランド産品など季節の京野菜が勢ぞろいする「京都フェア」を開催しました。首都圏では全く馴染みのない京はたけ菜ですが、伏見稲荷大社との由縁を説明しながら試食宣伝することで多くの方に購入いただきました。



(5) 多様な媒体による情報発信

・SNS（Facebook、Instagram、LINE）での消費者等への情報提供

各種イベント会場等においてLINE公式ファンクラブのお友達を積極的に募集するとともに、京野菜の出荷情報やイベント情報、旬のレシピなどを適宜配信しました。

配信数：Facebook 10回、Instagram 10回、LINE 23回

フォロワーお友達数：Facebook 271人、Instagram 415人、LINE 824人
（2月18日現在）

LINE 京のブランド産品LINEファンクラブ

昨年度、「京のブランド産品」の魅力やイベント等のお得情報を発信するため、LINEファンクラブを開設。今年度は一部の京野菜のキャラクターを作成し、LINE登録者限定で提供しています。

友だち特典

会員の皆様へ

- ・ブランド京野菜の魅力発信
- ・レシピ
- ・イベントなどを情報提供しています。

また、

- ・会員限定のノベルティ
- ・イベント時の限定特典などがあります。

今後も会員の皆様にお楽しみいただける様々な特典を予定しています！

友だち追加はこちら



※LINEに移動します。
※ご利用にはLINEアカウントが必要となります。

・ 広報誌の発行

協会広報誌「元気印」及び産地紹介情報誌「元気印ミニ」を、紙媒体からWEB版に切り替えて発行しました。



「元気印」137号



賀茂なす



えびいも

「元気印ミニ」

・ 情報誌への広告掲載

京のブランド製品の情報や旬の京野菜提供店の広告や京野菜に関する記事等を観光情報誌等に掲載しました。



月刊京都（6月、8月、12月、2月）



京都観光コンシェルジュ（21号、22号）

(6) 京のブランド製品のG I登録に向けた取組

全農から京のブランド製品のうち京みず菜など京の伝統野菜を中心に22品目が地理的表示(G I)保護制度に申請されました。昨年の11月に農林水産省から京夏ずきん、紫ずきん、京こかぶの3品目が先行して「申請の事実の公示」がされました。

3 生産者所得安定のための価格維持・向上

(1) マネキンによる試食宣伝

首都圏や近畿圏の量販店で試食宣伝による京野菜の認知度向上と購入意欲の向上を図りました（首都圏：29回、7店舗 近畿圏：19回、9店舗）



賀茂なす(ライフ二条店)



紫ずきん(イオン京都桂川店)



京はたけ菜(イオン京都桂川店)

(2) デジタルサイネージの効果確認実証（1月25日から30日まで）

京都生活協同組合の4店舗（らくさい、さかの、二条駅前、山科新十条）において、ブランド京野菜のイメージ動画を各店舗に大小含めて10台程度設置されたディスプレイに放映しました。放映店と未放映店との比較で販売促進効果が確認できました。



(レシピ番組の差込み広告として、1篇30秒のPR動画を1台当たり1日150回程度放映)

(3) 販促・PR資材等の作成と提供

今年度、新たに京はたけ菜のブランド出荷が始まったことに合わせて「ミニのぼり」「ミニレシピ」を新調するとともに、「京のブランド産品パンフレット」（通称三つ折りパンフ）や冊子「旬の彩り京野菜レシピ集」、「京のブランド産品ガイドブック」を改訂しました。



また、生産者団体や仲卸業者等が独自で実施する販促等で使用するポスターやミニのぼり、ミニレシピ等の資材を提供（一部有償）しました。

平成7年度の各種資材配布数

資材	全農、JA等	卸、仲卸等	府、協会等
ポスター	55枚	24枚	0枚
ミニのぼり	16本	160本	41本
ミニレシピ	13,050枚	61,000枚	4,700枚
パンフレット	900部	860部	3,200部

農産物価格安定対策事業

1 全体概要

- 3事業（野菜等経営安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、野菜計画生産出荷促進対策特別事業）において、29加入産地で事業を実施した。
- 天候による作柄変動等により、価格が著しく低下することがあり、それに対応し、生産者が価格保証により生産・出荷を安心して進められる環境づくりと、消費者に野菜等の安定供給を行うため、各種農産物価格安定対策事業の適正な事業実施に努めた。

2 事業別概要

(1) 野菜等経営安定対策事業（府単独事業）

※()書きは前年度

区分	対象品目数	加入産地数	交付予約数量 (トン・千本)	交付準備額 (千円)	補給金交付額 (千円)
野菜	11 (11)	24 (26)	777 (762)	100,508 (81,877)	1,326 (4)
花き	1 (1)	1 (1)	462 (266)	4,929 (2,197)	2,329 (0)
計	12 (12)	25 (27)	-	105,437 (84,074)	3,655 (4) 事業完了率 69%

【要点】

- 令和7年度の補給交付金交付額は、現在のところ春～夏作の葉物や果菜類、花きで8産地8業務区分が交付対象となり前年度より増加した。
- 野菜は、ここ数年の単価高騰に伴う保証基準額が上昇する一方で、前年に比べて野菜市況が一般的に低調な中で単価安になった品目が多く保証対象が増加した。
- 花きにおいては、猛暑による生育抑制で草丈が伸びず、品質低下から単価安となり保証対象となった。

(2) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（国庫事業）

※()書きは前年度

対象品目数	加入産地数	交付予約数量 (トン)	交付準備額 (千円)	補給金交付額 (千円)
3 (3)	4 (4)	735 (785)	16,505 (16,803)	4,076 (475) 事業完了率 100%

【要点】

- 4産地(5業務区分)のうち3産地(3業務区分)で補給交付金を交付した。
- 春キャベツにおいては、主産地の秋冬作が極めて不作だったため実需者が供給元を輸入品に切り替えたが、直後の春作において例年より生育が順調で出荷量が多く推移したことから、5月以降価格が低下し交付金が交付された。

○夏秋なすにおいては、全国的に災害が少なく潤沢に出荷されたことから価格が低下したため、
交付金が交付された。

(3) 野菜計画生産出荷促進対策特別事業（府単独事業）

※（ ）書きは前年度

対象品目数	加入産地数	交付予約数量 (トン)	交付準備額 (千円)	補給金交付額 (千円)
0 (2)	0 (4)	0 (909)	0 (0)	0 (0) 事業完了率 100%

【要点】

- 今年度は申請なし
- 長年交付実績がない事業であり、令和7年度出荷分で事業終了予定

(4) 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業（指定野菜価格安定対策事業）（国庫事業）

【要点】

(独)農畜産業振興機構が指定野菜価格安定対策資金を造成する場合において、生産者補給
交付金として交付することを条件として、京都府負担額について協会を通じて機構に納付し
た。

参考：主な行事

月 日	行 事 等	場 所 等
4月 6日	お花見市場一般開放	京都府南部総合地方卸売市場
12日	壬生菜祭り2025（～13日）	壬生寺
15日	園芸関係機関連絡調整会議	京都府庁
15日	京都府特産物育成協議会 幹事会	京都府庁
17日	朝堀たけのこ初競り	京都市中央卸売市場
21日	紫ずきん生産者報告会	JA京都にのくに本店
23日	JA京都にのくに万願寺甘とう部会協議会役員会	JA京都にのくに本店
25日	丹後とり貝、丹後ぐじ検査計画打合せ	京都府水産会館
5月 7日	京都府特産物育成協議会 総会	京都JAビル
13日	京はたけ菜 生産振興大会	京都JAビル
15日	万願寺甘とう初出荷・出発式	JA京都にのくに舞鶴検品場
16日	万願寺甘とう初競り	京都市中央卸売市場
21日	京のふるさと産品協会 監事監査	京都JAビル
26日	京都府輸出促進協議会 京野菜流通部会 総会	京都府庁
27日	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 総会	京都ガーデンパレス
29日	京のふるさと産品協会 第1回理事会	京都JAビル
6月 2日	大阪・関西万博京都ゾーン出展	大阪咲州
11日	京はたけ菜ブランド化検討会議	伏見区役所
12日	JAタウンマルシェ	JR東京駅
13日	京都府観光連盟 通常総会	京都東急ホテル
16日	和食と世界の食サミット 仁和寺レセプション	仁和寺
17日	京都府特産物育成協議会 事務局会議	京都JAビル
18日	京都市観光協会 定時総会	宝ヶ池プリンスホテル
19日	京のふるさと産品協会 第53回定時総会	京都JAビル
19日	京のふるさと産品協会 第2回理事会	京都JAビル
23日	JA京都京野菜部会亀岡支部賀茂なす目合わせ	JA京都亀岡中部支店
24日	「京の米で京の酒を」推進会議 事務局会議	京都JAビル
25日	京都府農業会議 総会	京都JAビル
26日	京たんごメロン初せり	京都市中央卸売市場
27日	京都府食品産業協会 定時総会	ホテルモントレ京都
7月 1日	野菜等経営安定対策事業一部改正説明会	オンライン
7日	京 夏ずきん出荷会議	京都府農林水産技術センター
9日	公益法人制度改革に係る研修会	京都府庁
9日	京vegeアンバサダー説明会	オンライン
11日	京都府農林水産フェスティバル実行委員会 総会	京都JAビル
11日	長岡京花菜部会総会	乙訓構造改善センター

1 1 日	価格安定対策事業説明会	JA京都
1 4 日	京都府特産物育成協議会幹事・産地育成推進指導員合同会議	京都JAビル
1 6 日	「京の米で京の酒を」推進会議 本会議	京都JAビル
1 8 日	高島屋新宿店「京都フェア」(～21日)	高島屋新宿店
2 2 日	京 夏ずきん初セリ	京都市中央卸売市場
2 3 日	「京のブランド産品」産地見学会(賀茂なす)	亀岡市馬路ほか
2 4 日	園芸関係機関連絡調整会議	京都府庁
2 5 日	京のふるさと産品協会全体会議	京都JA会館
2 5 日	京はたけ菜生産会議	京都乙訓農業改良普及センター
2 8 日	女性セブン京野菜取材対応	京都JAビル
3 1 日	万願寺甘とうトップセールス	東京都豊洲市場
3 1 日	地理的表示保護制度申請に係る打合せ	農林水産省知的財産課
8 月 4 日	京都こだわり生産認証制度確認責任者等研修会	全農北部物流センター
5 日	京都こだわり生産認証制度確認責任者等研修会	JA京都やましろ本店
5 日	京都府農林水産フェスティバル担当者会議	京都JAビル
6 日	京はたけ菜出荷検討会	JA京都中央本店
1 2 日	京都府特産物育成協議会 事務局会議	京都JAビル
1 3 日	野菜トレサビリティシステムに係る打合せ	京都JAビル
1 5 日	これからの水産物ブランド推進に係る意見交換	京都府庁
1 9 日	大黒本しめじ産地解除についての意見交換	京都合同青果(株)
2 6 日	東一口淀大根出荷組合 通常総会	JAやましろ久御山支店
2 7 日	京都府農業会議 常設審議会	京都JA会館
2 8 日	京たんご梨初セリ	京都市中央卸売市場
2 8 日	京はたけ菜技術者会議	京都乙訓農業改良普及センター
2 8 日	紫ずきん出荷会議	京都府農林水産技術センター
9 月 5 日	紫ずきん初セリ	京都市中央卸売市場
1 0 日	ブランド認証審査会合同幹事会(青果、豆・酒米)	京都JAビル
1 7 日	京都府農業会議 常設審議会	京都JAビル
1 8 日	ブランド認証審査会幹事会(林産)	京都JAビル
1 9 日	次世代の京料理人に習う京料理教室	あじわい館
2 4 日	ブランド認証審査会(京野菜審査会)	京都JAビル
2 4 日	ブランド認証審査会(農林水産品審査会)	京都JAビル
2 5 日	京はたけ菜技術者会議	京都乙訓農業改良普及センター
2 9 日	大和学園特別授業出講	大和学園
1 0 月 1 日	首都圏マーケット調査員ミーティング	オンライン
2 日	エダマメコンバイン・選別機実演会	京丹波町現地ほ場
3 日	丹波くり品評会審査会	京丹波町中央公民館
1 1 日	老舗フェスティバル	東京日本橋
2 1 日	群馬県昭和村議員団視察対応	京都JAビル

21日	京都府農業会議 常設審議会	京都JAビル
23日	京都府水産物ブランド推進協議会とり貝部会	京都府漁業協同組合
24日	「京はたけ菜」栽培における現地巡回調査	JA京都中央羽束師支店
27日	京都府農林水産フェスティバル第2回担当者会議	京都JAビル
28日	きょうと農業ビジネス商談会	みやこめっせ
30日	「京はたけ菜」ブランド化に向けた検討会議	京都乙訓農業改良普及センター
11月 6日	次世代の料理人に習う料理教室	あじわい館
17日	京都府特産物育成協議会 事務局会議	オンライン
18日	「京はたけ菜」出荷目合わせ会	JA京都中央本店
18日	紫ずきん反省会	京都JAビル
19日	京都府農業会議 常設審議会	京都JAビル
25日	「京のブランド産品」産地見学会（えびいも）	京田辺市えびいもほ場
26日	京都府特産物育成協議会 幹事会	京都JAビル
27日	JA京都亀岡支部賀茂なす部会反省会	JA京都亀岡中部支店
29日	京都府農林水産フェスティバル（～30日）	京都パルスプラザ
12月 11日	京 夏ずきん、紫ずきん反省会	京都府農林水産技術センター
15日	リカレント講座委員会	大和学園
16日	ブランド出荷に係るJAとの意見交換	JA京都にのくに本店
17日	京都府農業会議 常設審議会	京都JAビル
18日	ブランド出荷に係るJAとの意見交換	JA京都、JAやましろ
19日	ブランド出荷に係るJAとの意見交換	JA京都中央本店
19日	万願寺甘とう生産部会協議会	JA京都にのくに本店
23日	カルフォルニア ポモナ大学生卒論対応	京都JAビル
23日	京はたけ菜巡回	JA京都中央管内
1月 5日	京都市中央卸売市場、京都府南部総合地方卸売市場初市式	中央市場、南部市場
5日	JAグループ京都並びに関連団体新春互例会	京都JAビル
8日	京はたけ菜 商材撮影	佐川印刷スタジオ
9日	JAグループ京都 賀詞交換会	京都JAビル
10日	京都府生協連 新春賀詞交歓会	立命館大学朱雀キャンパス
13日	「花菜」見合わせ会	乙訓構造改善センター
15日	ブランド「京はたけ菜」初セリ	京都市中央卸売市場
15日	第119回京料理展示大会説明会	京都飲料国保会館
16日	高島屋新宿店青果売場「京都フェア」（～17日）	高島屋新宿店
20日	山城地域特産協 意見交換会	JA京都やましろ本店
20日	京都料理芽生会 新年懇親会	料理旅館鶴清
21日	中丹地域特産協 意見交換会	JA京都にのくに本店
21日	京都府農業会議 常設審議会	京都JAビル
22日	次世代の京料理人に習う京料理教室	あじわい館
23日	京都乙訓地域特産協 意見交換会	京都乙訓農業改良普及センター

23日	京都府水産物ブランド推進協議会	オンライン
25日	デジタルサイネージ販促の実証実験（～30日）	京都生協4店舗
27日	南丹地域特産協 意見交換会	JA京都園部支店
28日	「京はたけ菜」ブランド化に向けた検討会議	京都乙訓農業改良普及センター
29日	水産物ブランド認証検査員打合せ	京都府漁協
30日	伏見稻荷「京はたけ菜」奉納	伏見稻荷大社
2月 5日	大和学園事業予算協議	大和学園
12日	京都府特産物育成協議会 事務局会議	京都JAビル
15日	第119回京料理展示大会（～16日）	DILIPA京都
18日	京都府農業会議 常設審議会	京都JAビル
20日	ブランド認証審査会 幹事会（水産）	京都府水産会館
26日	ブランド認証審査会 合同幹事会（青果、豆・酒米）	京都JAビル
26日	京都府特産物育成協議会 事務局会議	京都JAビル

報告事項 3 賛助会員の新規入会の状況について

加 入 状 況	令和7年度
<p>【 団 体 会 員 】</p> <p>～令和6年度</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 株式会社京都銀行 (平成2年3月～) 2 公益社団法人京都府観光連盟 (平成10年4月～) 3 公益社団法人京都市観光協会 (平成11年4月～) 4 京都商工会議所 (平成31年3月～) 5 ソフトコムホールディングス株式会社 (令和5年9月) 6 伊藤忠食品株式会社リテール本部 (令和5年9月) 7 株式会社アイステーション (令和5年10月) 8 株式会社リーフ・パブリケーションズ (令和5年10月) 9 株式会社アレックス (令和5年10月) 10 スターマーク株式会社 (令和5年12月) 11 佐川アドバンス株式会社 (令和6年1月) 12 佐川印刷株式会社 (令和6年2月) 13 株式会社京都リビング新聞社 (令和6年4月) 14 京都料理芽生会 (令和6年4月) 15 株式会社JTB京都中央支店 (令和6年5月) 	<p>16 株式会社コネクター・ジャパン (令和7年11月)</p>
<p>【 個 人 会 員 】</p> <p>4 名 (令和6年7月～)</p>	

会員名簿

市町村

	団 体 名
1	京都市
2	向日市
3	長岡京市
4	大山崎町
5	宇治市
6	城陽市
7	久御山町
8	八幡市
9	京田辺市
10	井手町
11	宇治田原町
12	木津川市
13	笠置町
14	和束町
15	精華町
16	南山城村
17	亀岡市
18	南丹市
19	京丹波町
20	綾部市
21	舞鶴市
22	福知山市
23	宮津市
24	与謝野町
25	伊根町
26	京丹後市

農業協同組合

	団 体 名
1	京都市
2	京都中央
3	京都やましろ
4	京都
5	京都丹の国

その他団体

	団 体 名
1	京都府
2	京都府農業協同組合中央会
3	京都府信用農業協同組合連合会
4	全国農業協同組合連合会京都府本部
5	京都府酒造組合連合会
6	全国共済農業協同組合連合会京都府本部
7	京都青果協会
8	京都府卸売市場連合会
9	京都府漁業協同組合
10	京都府信用漁業協同組合連合会
11	京都府森林組合連合会
12	京都府種苗協会
13	京都府漬物協同組合
	44

賛助会員

	団 体 名
1	株式会社京都銀行
2	公益社団法人京都府観光連盟
3	公益社団法人京都市観光協会
4	京都商工会議所
5	ソフトコムホールディングス株式会社
6	伊藤忠食品株式会社リテール本部
7	株式会社アイステーション
8	株式会社リーフ・パブリケーションズ
9	株式会社アレックス
10	スターマーク株式会社
11	佐川アドバンス株式会社
12	佐川印刷株式会社
13	株式会社京都リビング新聞社
14	京都料理芽生会
15	株式会社JTB京都中央支店
16	株式会社コネクター・ジャパン

※上記のほか個人会員 4名

令和7年度第3回理事会 協議事項

- 1 令和8年度事業計画及び収支予算並びに「資金調達及び設備投資の見込み」について
- 2 会費等に関する規程の一部改正及び令和8年度会費の賦課・徴収方法について
- 3 業務方法書の一部改正について
- 4 ブランド認証対象品目の取消について
- 5 事務局規程等の一部改正について
- 6 その他

協議事項 1 令和8年度事業計画及び収支予算並びに「資金調達及び設備投資の見込み」について

I 事業計画

<全体方針>

気候変動や社会情勢の変化により、京都府内産農林水産物を取り巻く情勢が厳しくなる中で、生産者と消費者の信頼をつなぐ「ブランド推進」の取組と、「販促」や「価格安定対策事業」の取組を関係機関と連携して推進し、生産者の所得の維持・向上を図ります。

ブランド推進事業

<令和8年度実施方針と取組>

1 消費者と生産者の信頼を結ぶブランド認証体制の充実・強化

気候変動の影響による農林水産物の品質低下に加え、労働力不足に伴いブランド規格に沿った選別出荷が困難になりつつある状況の中で、低品質の農林水産物が混在しブランド価値が毀損することのないよう、認証体制の充実・強化を図ります。

●ブランド認証の実施・指導(京マークの管理、検査、認証審査会の運営)【継続】

- ・ こだわり認証検査制度の適正な運用により京のブランド製品の信頼性を確保する。
- ・ 特産物育成協議会と連携して、産地の実情や実需者のニーズを踏まえ、適宜ブランド出荷規格の見直しを行う。
- ・ 各産地で実施される生産出荷対策会議や出荷目合わせ会等に参加し、市場等のマーケット情報に基づく助言を行う。

●市場検品調査の実施【継続】

京都中央卸売市場においてブランド製品の出荷物を検品し、不良品等の情報を速やかにJAや普及センターにフィードバックすることで品質の確保を図る。

●生産者団体等が実施する生産者の市場等研修への支援【拡充】

首都圏や近畿圏の百貨店や量販店、卸売市場等で実施する試食宣伝等をマーケットニーズに直接触れる機会として生産者の参加を促すため旅費等を助成する。

●次代のブランド対策の検討に向けた基礎調査の実施【継続】

令和7年度に引き続き「ほんまもん京野菜取扱店」及び「旬の京野菜提供店」意向調査を実施し、今後の認定制度のあり方の基礎資料とする。

2 機能性など新たな価値の打ち出しによるブランド力の向上

京のブランド産品について、京都の歴史や伝統、文化に基づくストーリー性等により再評価するとともに、健康志向の高まりやエシカル消費の拡大などの消費者の価値観の変化に対応した機能性や環境にやさしい産品であることを積極的にPRします。

併せて、次世代を担う子どもたちに府内産農林水産物の価値を伝え、理解と継承を促す取組を強化します。

●レストラン等と連携した機能性メニューの開発と展開【新規】

レストラン等とタイアップして、機能性をテーマとした新たなメニューを開発、展開し、府内産農林水産物の魅力を発信する。

●ハイエンド誌等メディア向け試食会の開催【新規】

京都府東京事務所等と連携して、首都圏のハイエンド誌等の記者を対象に京のブランド産品の美味しさや食文化との関係性、こだわり栽培など生産者の努力等についてPRし、雑誌記事掲載を促すために記者向け試食会を開催する。

●産地の工夫や思いを実需者につなげるショート動画の作成【新規】

今まで発行していた「元気印ミニ」をバージョンアップし、生産者と実需者をつなぐショート動画を作成の上、SNS等で配信する。

●次世代への食育事業の展開【新規】

- ・ 夏休み期間中に小学生を対象とした親子産地見学会を開催し、京のブランド産品の生産現場を見学し、生産者から直接栽培の工夫やこだわり、苦勞を聴くことで食の大切さを学ぶ機会を提供する。
- ・ 子供たちの京のブランド産品への興味や親しみを高めるため、京の伝統野菜等の折紙レシピ集を作成するとともに、「京都府農林水産フェスティバル」において折紙体験ワークショップを実施する。

●首都圏量販店や卸売市場における試食宣伝の実施【継続】

首都圏基幹店（高島屋新宿店、三越日本橋店）や卸売市場での試食宣伝によって京のブランド産品をPRする。

●若者世代目線での京のブランド産品情報の提供【継続】

大学生を中心に京vegeアンバサダーを任命し、若い世代の視点から京のブランド産品の歴史や文化、栄養・健康機能性などについてSNS等を通じて発信する。

●イベント出展を通して京のブランド産品など府内産農林水産物の魅力をPR【継続】

府内産農林産物の魅力を広く消費者等にPRするため、「京都府農林水産フェスティバル」を開催するとともに「京料理展示大会」など各種イベント等に出展する。

●消費者・料理店・流通・生産者をつなぐため多様な媒体で情報発信【継続】

情報誌「元気印」、ホームページ、SNS等による情報提供やPRに加え、LINE公式ファンクラブ会員を拡充するとともに生産者のこだわりも積極的に配信する。

3 生産者所得安定のための価格維持・向上

万願寺甘とうや紫ずきんなどの重点品目について、安定した価格での販売を確保するため、出荷ピーク期を中心に、主要供給先である量販店店頭において、試食宣伝等のPRを重点的に実施します。

●首都圏マーケット調査員や市場検品調査等で得たマーケット情報の提供【継続】

首都圏主要卸売市場等における京野菜等の動向を調査するマーケット調査員を設置するとともに、京都市中央卸売市場等での市場検品調査(再掲)を実施し、調査結果を販売対策会議などによって全農やJAにフィードバックする。

●生協など近畿圏主要量販店を中心に「京の旬菜市(仮称)」の開催【新規】

期間限定のキャンペーン「京の旬菜市(仮称)」を実施し、量販店に販促資材等の提供をすることで府内産京野菜の販売特設コーナー設置を促し、消費者の京都府産野菜の認知度向上と購買意欲の醸成を図る。

●主要品目の出荷ピーク時の販売対策の強化【拡充】

万願寺甘とう、賀茂なす、紫ずきんなどの主力品目の出荷ピーク時を中心に、主に近畿圏の量販店、期間、店舗を重点化して試食宣伝を展開する。

農産物価格安定対策事業

<令和8年度実施方針>

●農業経営・農産物生産の安定につなげる事業実施

府内生産者の農業経営を下支えし、再生産を確保することにより、農産物の安定生産を推進し、消費者に農産物の安定供給を図ることを目的とする農産物価格安定対策事業の果たす役割は依然として大きいものがあります。

このため、農産物の市場・産地価格等が一定水準以下に低下した時に生産者に補給金を交付する農産物価格安定対策事業を引き続き実施します。

●農産物価格安定対策事業の適正な運営

府内生産者が生産・出荷を安心して実施できる環境づくりに役立てるため、行政、農業団体及び生産者からの負担金等を財源に事業運営に当たっており、関係機関と連携して、適正な運営に努めます。

<事業内容>

1 野菜等経営安定対策事業(府単独事業)

※()書きは前年度

対象品目数	加入産地数	業務区分	交付予約数量
12 (12)	25 (27)	39 (43)	野菜 777トン(762トン) 花き 462千本(266千本)

(参考) 各産地に見合う保証基準額を毎年設定して事業を実施することで、わずかな単価変動にも対応できるようにしています。

事業全体の産地数は若干減少傾向ですが、一部の産地・品目では作付面積が拡大しており、事業全体の申込数量は前年よりも増加しています。

また、特例要件を適用して事業加入を継続しているところもあります。

2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（国庫事業）

※()書きは前年度

対象品目数	加入産地数	業務区分	交付予約数量
3 (3)	4 (4)	5 (5)	599トン (735トン)

(参考) 近年の気候変動等の中で、交付予約数量と出荷実績数量とのかい離のある産地については、行政の指導を踏まえ交付予約数量の見直しを行っています。

そのため、どの産地も前年度より交付予約数量は減少しているものの、出荷数量の確保に努め、前年度と同じ産地数・業務区分数を維持しています。

3 野菜生産出荷安定資金造成円滑化事業（指定野菜価格安定対策事業）（国庫事業）

※()書きは前年度

品目	産地数	業務区分	出荷団体
夏秋なす	1 (1)	2 (2)	全農京都府本部

(参考) (独)農畜産業振興機構が指定野菜価格安定対策資金を造成する場合において、生産者補給交付金として交付することを条件として、協会を通じて京都府負担額を機構に納付します。

4 国産野菜周年安定供給強化推進事業に係る事務支援（国庫事業）

加工・業務用野菜を中心に国内産が需要にたえきれていない品目や作型の作付け拡大等を推進することを目的に、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む産地を(独)農畜産業振興機構が支援する事業です。

協会は、この事業の円滑化のため、事業実施主体の事務支援を行います。

<重点的取組>

野菜等経営安定対策事業の定着

野菜等経営安定対策事業について、小規模農家などが加入・継続できるよう、令和7年10月出荷開始分から産地要件を緩和したところであり、セーフティネットの役割を十分に果たすよう、その定着を図ります。

令和8年度農産物価格安定対策事業計画総括表

事業名		加入産地数	業務区分数	交付予約数量 (トン・千本)
野菜等経営安定対策事業	野菜 (トン)	24	38	777
	花き (千本)	1	1	462
特定野菜等供給育成価格差 補給事業	野菜 (トン)	4	5	599
合計	野菜計 (トン)	28	43	1,376
	花き計 (千本)	1	1	462

※当協会が事業実施主体となっている事業分のみを記載。

<農産物価格安定対策事業>

1 野菜等経営安定対策事業

区分	対象野菜（野菜）	作型	交付予約数量 〔トン〕	作付面積 (a)	契約出荷団体	産地名	
		業務区分数					
更新	ねぎ（九条ねぎ）	春	226.0	565.0	京都やましろ	八幡市	
	きゅうり	10-12月	16.2	55.0	京都やましろ	宇治田原町	
	青とうがらし	普通	7.6	50.0	京都やましろ	精華町	
	万願寺とうがらし	半促成	56.0	237.5	京都やましろ	やましろ広域	
	ねぎ（九条ねぎ）	春まき	67.0	335.0	京都やましろ	やましろ広域	
	ねぎ（九条ねぎ）	夏まき	36.0	180.0	京都やましろ	やましろ広域	
	ねぎ（九条ねぎ）	秋冬まき	65.0	325.0	京都やましろ	やましろ広域	
	花菜	冬春	4.5	112.0	京都やましろ	やましろ広域	
	花菜	冬春	0.9	23.0	京都やましろ	和束町	
	青とうがらし	普通	8.3	57.5	京都	京都市	
	青とうがらし	普通	8.2	50.0	京都	南丹市	
	黒大豆えだまめ	普通	0.6	69.0	京都	南丹市	
	みず菜	春まき	20.5	251.4	京都	南丹市	
	みず菜	夏まき	17.6	240.3	京都	南丹市	
	みず菜	秋冬まき	20.1	212.7	京都	南丹市	
	ねぎ（九条ねぎ）	夏	5.9	54.0	京都	南丹市	
	ねぎ（九条ねぎ）	秋冬	3.7	50.0	京都	南丹市	
	壬生菜	春まき	7.8	98.2	京都	南丹市	
	壬生菜	夏まき	5.3	87.2	京都	南丹市	
	壬生菜	秋冬まき	13.2	93.0	京都	南丹市	
	しゅんぎく	秋冬	1.9	44.1	京都	南丹市	
	しゅんぎく	冬春	3.2	57.1	京都	南丹市	
	ほうれんそう	春	3.8	68.1	京都	京丹波町	
	ほうれんそう	夏秋	3.3	120.6	京都	京丹波町	
	ほうれんそう	冬春	4.6	69.1	京都	京丹波町	
	みず菜	春まき	3.5	50.3	京都	京丹波町	
	みず菜	夏まき	2.4	50.3	京都	京丹波町	
	みず菜	秋冬まき	2.5	37.9	京都	京丹波町	
	きゅうり	7-9月	12.8	65.0	京都	福知山市	
	みず菜	秋冬まき	9.7	55.0	京都	京丹後市	
	賀茂なす	普通	2.4	13.9	京都	京丹後市	
	みず菜	春まき	1.8	24.6	京都	伊根町	
	みず菜	秋冬まき	1.5	17.3	京都	伊根町	
	ねぎ（九条ねぎ）	4-9月	6.2	71.0	京都	伊根町	
	ねぎ（九条ねぎ）	10-3月	5.9	64.0	京都	伊根町	
	万願寺とうがらし	普通	16.4	49.6	京都にのくに	福知山市	
	万願寺とうがらし	普通	83.0	230.5	京都にのくに	舞鶴市	
	万願寺とうがらし	普通	21.8	66.1	京都にのくに	綾部市	
		野菜小計	38	777.1	4,300.3		
	区分	対象野菜（花き）	作型	交付予約数量 〔千本〕	作付面積 (a)	契約出荷団体	産地名
			業務区分数				
更新	コギク	7-9月	462.4	123.2	京都	京丹後市	
	花き小計	1	462.4	123.2			

2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(指定野菜供給産地育成価格差補給事業)

区分	対象野菜	対象 J A	対象産地	出荷期間	交付予約数量 〔トン〕
短縮	春キャベツ	京都中央	伏見	4/1~5/15	32.0
短縮	春キャベツ	京都市、京都中央	伏見	5/16~6/30	198.0
短縮	夏秋きゅうり	京都やましろ	宇治田原	7/1~9/30	140.0
短縮	夏秋なす	京都中央	大原野、向日・長岡京	7/1~9/30	197.0
短縮		京都中央	大原野、向日・長岡京	10/1~11/30	32.0
合 計					599.0

Ⅱ 収支予算

収 支 予 算 書(損益ベース)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	(20,172)	(21,472)	(△ 1,300)
正会員受取会費	19,672	20,872	△ 1,200
賛助会員受取会費	500	600	△ 100
受取補助金等	(49,604)	(54,364)	(△ 4,760)
受取ブランド推進事業補助金	44,068	44,933	△ 865
受取野菜等経営安定対策事業 交付準備金	4,142	6,730	△ 2,588
受取特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業交付準備金	650	481	169
受取野菜計画生産出荷促進対策 特別事業交付準備金	-	280	△ 280
受取豆類価格安定対策事業 交付準備金	-	423	△ 423
受取指定野菜価格安定対策事業 交付準備金	744	1,517	△ 773
受取助成金等	(1,300)	(962)	(338)
受取特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業交付助成金	1,300	962	338
受取負担金	(8,182)	(11,634)	(△ 3,452)
受取負担金1号	4,142	6,730	△ 2,588
受取負担金3号	650	481	169
受取負担金5号	-	423	△ 423
受取分担金	3,390	4,000	△ 610
雑収益	(508)	(218)	(290)
受取利息	300	3	297
雑収益	208	215	△ 7
経常収益計	79,766	88,650	△ 8,884
(2) 経常費用			
事業費	(69,640)	(79,818)	(△ 10,178)
役員報酬	4,800	8,625	△ 3,825
給料手当	20,496	16,564	3,932
賃金	970	1,360	△ 390
諸謝金	250	400	△ 150
法定福利費	5,002	5,003	△ 1
会議費	116	120	△ 4
旅費	1,054	1,325	△ 271
通信運搬費	830	1,809	△ 979
減価償却費	45	154	△ 109
消耗品費	1,029	1,212	△ 183
印刷資料費	4,072	3,617	455
光熱水費	323	394	△ 71
賃借料	2,762	3,512	△ 750
支払手数料	820	1,147	△ 327
支払助成金	300	250	50
委託料	9,810	10,773	△ 963
広告宣伝費	4,370	3,000	1,370

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
租税公課	7	1	6
支払保険料	16	20	△ 4
支払負担金	920	2,450	△ 1,530
支払補助金等			
支払野菜等経営安定対策事業 交付準備金	8,284	13,460	△ 5,176
支払特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業交付準備金	2,600	1,924	676
支払野菜計画生産出荷促進対策 特別事業交付準備金	-	280	△ 280
支払豆類価格安定対策事業 交付準備金	-	846	△ 846
支払指定野菜価格安定対策事業 交付準備金	744	1,517	△ 773
雑費	20	55	△ 35
管理費	(10,062)	(9,489)	(573)
役員報酬	1,771	3,020	△ 1,249
給料手当	4,791	2,633	2,158
法定福利費	1,024	434	590
福利厚生費	171	268	△ 97
会議費	150	106	44
旅費	79	200	△ 121
通信運搬費	152	126	26
減価償却費	3	34	△ 31
備品購入費	400	-	400
消耗品費	126	111	15
印刷資料費	14	13	1
光熱水費	64	79	△ 15
賃借料	554	554	-
支払手数料	213	208	5
委託料	528	1,672	△ 1,144
租税公課	1	2	△ 1
支払保険料	12	12	-
支払負担金	4	12	△ 8
雑費	5	5	-
經常費用計	79,702	89,307	△ 9,605
評価損益等調整前当期經常増減額	64	△ 657	721
評価損益等計	-	-	-
当期經常増減額	64	△ 657	721
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	-	-	-
(2) 經常外費用			
經常外費用計	-	-	-
当期一般正味財産増減額	64	△ 657	721
一般正味財産期首残高	16,628	17,285	△ 657
一般正味財産期末残高	16,692	16,628	64
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	-	-	-
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	16,692	16,628	64

正味財産増減予算書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引 消去	合 計
	ブランド 推進事業	価格安定 対策事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
受取会費	-	-	13,681	13,681	6,491		20,172
正会員受取会費	-	-	13,181	13,181	6,491		19,672
賛助会員受取会費	-	-	500	500	-		500
受取補助金等	38,329	7,688	-	46,017	3,587		49,604
受取ブランド推進事業補助金	38,329	2,152	-	40,481	3,587		44,068
受取野菜等経営安定対策事業 交付準備金	-	4,142	-	4,142	-		4,142
受取特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業交付準備金	-	650	-	650	-		650
受取指定野菜価格安定対策事業 交付準備金	-	744	-	744	-		744
受取助成金等	-	1,300	-	1,300	-		1,300
受取特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業交付助成金	-	1,300	-	1,300	-		1,300
受取負担金	3,390	4,792	-	8,182	-		8,182
受取負担金1号	-	4,142	-	4,142	-		4,142
受取負担金3号	-	650	-	650	-		650
受取分担金	3,390	-	-	3,390	-		3,390
雑収益	201	217	-	418	90		508
受取利息	1	217	-	218	82		300
雑収益	200	-	-	200	8		208
経常収益計	41,920	13,997	13,681	69,598	10,168		79,766
(2) 経常費用							
事業費	49,356	20,284	-	69,640			69,640
役員報酬	3,840	960	-	4,800			4,800
給料手当	15,304	5,192	-	20,496			20,496
賃金	970	-	-	970			970
諸謝金	250	-	-	250			250
法定福利費	3,939	1,063	-	5,002			5,002
会議費	114	2	-	116			116
旅費	1,050	4	-	1,054			1,054
通信運搬費	729	101	-	830			830
減価償却費	45	-	-	45			45
消耗品費	924	105	-	1,029			1,029
印刷資料費	4,060	12	-	4,072			4,072
光熱水費	269	54	-	323			323
賃借料	2,301	461	-	2,762			2,762

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引 消去	合 計
	ブランド 推進事業	価格安定 対策事業	共通	小計			
支払手数料	592	228	-	820			820
支払助成金	300	-	-	300			300
委託料	9,337	473	-	9,810			9,810
広告宣伝費	4,370	-	-	4,370			4,370
租税公課	6	1	-	7			7
支払保険料	16	-	-	16			16
支払負担金	920	-	-	920			920
支払補助金等							
支払野菜等経営安定対策事業 交付準備金	-	8,284	-	8,284			8,284
支払特定野菜等供給産地育成 価格差補給事業交付準備金	-	2,600	-	2,600			2,600
支払指定野菜価格安定対策事業 交付準備金	-	744	-	744			744
雑費	20	-	-	20			20
管理費					10,062		10,062
役員報酬					1,771		1,771
給料手当					4,791		4,791
法定福利費					1,024		1,024
福利厚生費					171		171
会議費					150		150
旅費					79		79
通信運搬費					152		152
減価償却費					3		3
備品購入費					400		400
消耗品費					126		126
印刷資料費					14		14
光熱水費					64		64
賃借料					554		554
支払手数料					213		213
委託料					528		528
租税公課					1		1
支払保険料					12		12
支払負担金					4		4
雑費					5		5
経常費用計	49,356	20,284	-	69,640	10,062		79,702
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,436	△ 6,287	13,681	△ 42	106	-	64
評価損益等計	-	-	-	-	-		-
当期経常増減額	△ 7,436	△ 6,287	13,681	△ 42	106	-	64

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引 消去	合 計
	ブランド 推進事業	価格安定 対策事業	共通	小計			
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	-	-	-	-	-		-
(2) 経常外費用							
経常外費用計	-	-	-	-	-		-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-		-
当期一般正味財産増減額	△ 7,436	△ 6,287	13,681	△ 42	106		64
一般正味財産期首残高	-	-	-	-	-		16,628
一般正味財産期末残高	-	-	-	-	-		16,692
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-		-
指定正味財産期首残高	-	-	-	-	-		-
指定正味財産期末残高	-	-	-	-	-		-
III 正味財産期末残高	-	-	-	-	-		16,692

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A001660
	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人京のふるさと 産品協会

認定規則第45条第3号

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		なし		
事業 区分	番号	借入先	金額	用途
			円	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		なし		
事業 区分	番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の用途
			円	

協議事項 2 会費等に関する規程の一部改正について

1 改正の理由

豆類価格安定対策事業が令和6年度出荷分で事業廃止となったため、交付準備金を基に算定していた価格安定対策事業関係会費を見直す

2 改正の内容

団体ごとの配分割合(京都府 1/3、市町村 1/6、農業協同組合連合会 1/6、農業協同組合 1/3)は維持した上で、交付準備金の返還額に応じた会費相当を減額

※総額 現行：13,272千円 改正案：12,072千円 差引：▲1,200千円

3 改正案

別表2を次のとおり改正する。

公益社団法人京のふるさと産品協会の会費等に関する規程 新旧対照表

別表2		
団体名	適用	
現 行	京都府	特別運営費 <u>5,772,000円</u> 価格安定対策管理運営費の3分の1の額 <u>2,500,000円</u>
	市町村	価格安定対策管理運営費の6分の1の額 <u>1,250,000円</u>
	農業協同組合連合会	価格安定対策管理運営費の6分の1の額 <u>1,250,000円</u>
	農業協同組合	価格安定対策管理運営費の3分の1の額 <u>2,500,000円</u>
別表2		
団体名	適用	
改 正 案	京都府	特別運営費 <u>6,372,000円</u> 価格安定対策管理運営費の3分の1の額 <u>1,900,000円</u>
	市町村	価格安定対策管理運営費の6分の1の額 <u>950,000円</u>
	農業協同組合連合会	価格安定対策管理運営費の6分の1の額 <u>950,000円</u>
	農業協同組合	価格安定対策管理運営費の3分の1の額 <u>1,900,000円</u>

附 則

この規程は、(第54回定時総会開催日)から施行し、令和8年4月1日から適用する。

4 手続き

同規程第6条の規定により、次期、第54回定時総会で承認を得て改正

令和8年度会費の賦課・徴収方法について（規程改正後）

定款第7条の規定及び会費等に関する規程により、令和8年度の協会の活動に必要な会費を下記により徴収する。

1 ブランド推進事業関係会費

（定款第4条第1項第1に規定するブランド推進事業関係会費）

総 額 7,600,000 円

(1) 賦課方法

京都府、JA連合会、JA及びその他連合会・会員にあっては、次の額をそれぞれ負担する。

京 都 府	3,000,000 円
J A 連 合 会	2,700,000 円
J A	1,500,000 円
その他連合会・会員	400,000 円

(2) 徴収方法

令和8年10月31日までに徴収する。

2 価格安定対策事業関係会費

（定款第4条第1項第2号に規定する価格安定事業関係会費）

総 額 12,072,000 円

(1) 賦課方法

京都府にあっては、特別運営費（6,372千円）及び会費の対象となる価格対策管理運営費（全体額 5,700千円）の3分の1の額1,900千円を、市町村・JA連合会にあっては、会費の対象となる価格対策管理運営費の6分の1の額950千円を、JAにあっては、会費の対象となる価格対策管理運営費の3分の1の額1,900千円を、それぞれ負担する。

京 都 府	8,272,000 円
市 町 村	950,000 円
J A 連 合 会	950,000 円
J A	1,900,000 円

(2) 徴収方法

令和8年10月31日までに徴収する。

3 賛助会員会費

（定款第5条第1項第2号に規定する賛助会員の会費）

(1) 賦課方法

1 団体当たり 20,000 円 以上
1 個人当たり 2,000 円 以上

(2) 徴収方法

既加入団体にあっては令和8年10月31日までに徴収し、新規加入団体にあっては入会后速やかに徴収する。

豆類価格安定対策事業の廃止に伴う産品協会の会費の見直し案（概要）

●会費内訳

	現行	見直し案	差額	備考
ブランド推進事業関係会費	13,548	13,548	0	
ブランド推進対策会費	7,600	7,600	0	据置
人件費	5,948	5,948	0	全農派遣職員 実績見込み
価格安定対策事業関係会費	13,272	12,072	▲ 1,200	
価格対策管理運営費	7,500	5,700	▲ 1,800	
特別運営費(京都府)	5,772	6,372	600	増額
合計	26,820	25,620	▲ 1,200	

●価格安定対策事業関係会費の見直し案

【現行】

会費(管理運営費分)7,500千円

基本割(1,000千円)		均等割 (@20×26) 520千円	全農 50% 625千円	定額
均等割 10% (@50×5) 250千円	組合員数割 30% 750千円	交付準備金割 730千円	信連 25% 312.5千円	
事業費割(交付準備金割) 60% 1,500千円	JA 1/3 (2,500千円)		共済連 20% 250千円	
			中央会 5% 62.5千円	
市町村 1/6 (1,250千円)			JA連合会 1/6 (1,250千円)	京都府 1/3 (2,500千円)

【見直し案(令和8年度~)】

会費(管理運営費分)5,700千円

基本割(1,000千円) 《据置》		均等割 (@20×26) 520千円	全農 50% 475千円	定額	▲1,800千円
均等割 (@50×5) 250千円	組合員数割 750千円	《据置》 交付準備金割 430千円	信連 25% 237.5千円		
事業費割(交付準備金割) 900千円	JA 1/3 (1,900千円)		共済連 20% 190千円		
			中央会 5% 47.5千円		
市町村 1/6 (950千円)			JA連合会 1/6 (950千円)	京都府 1/3 (1,900千円)	
事業費割(交付準備金割) 40%減 ▲600千円		1/6負担となるよう 交付準備金割 約40%減 ▲300千円	1/6負担 となるよう減額 ▲300千円	1/3負担 となるよう減額 ▲600千円	

参考(令和6年度実績)

区分	交付準備金		業務対象数 (産地×対象出荷)		対象JA	対象市町村
	金額(円)	割合	対象数	割合		
野菜等	84,074,458	50.1%	59	70.2%	京都やましろ、京都 京都丹の国	19市町村
特定野菜	16,802,747	10.0%	8	9.5%	京都市、京都中央 京都やましろ	4市町村
豆類	66,878,701	39.9%	17	20.2%	京都 京都丹の国	8市町村(京都市、福知山市、舞鶴市、宮津市、 龍岡市、京丹後市、南丹市、京丹波町)
計	167,755,906		84			

協議事項 3 業務方法書の一部改正について

1 改正理由

野菜計画生産出荷促進対策特別事業が令和7年度出荷分で終了することによる関係規定の整備等

2 主な改正内容（詳細は新旧対照表のとおり）

(1) 野菜計画生産出荷促進対策特別事業の終了に伴う関係規定の整備

第5章、別表第6及び様式第11号を削除

(2) その他規定の整備

別表第8を削除（豆類価格安定事業の対象出荷期間を規定）

3 施行期日等

知事の承認を得た日から施行し、令和8年度事業から適用する。

公益社団法人京のふるさと産品協会業務方法書 新旧対照表

改正案	現行	摘要																	
<p>(省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第5章～第10章 (第63条～第134条) 削 除</p> <p>(省略)</p> <p>別表第4～11 削 除</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(省略)</p> <p><u>第5章 野菜計画生産出荷促進対策特別事業</u> <u>第63条～第70条 (省略)</u></p> <p>第6章～第10章 (第71条～第134条) 削 除</p> <p>(省略)</p> <p>別表第4、5 削 除</p> <p><u>別表第6</u></p> <table border="1" data-bbox="994 722 1711 1203"> <thead> <tr> <th rowspan="2">野菜の種類</th> <th rowspan="2">計画の対象となる野菜の出回り時期</th> <th>提出期限</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>生産計画・出荷計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>春キャベツ</td> <td>4～6月</td> <td>3月20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夏秋きゅうり</td> <td>7～11月</td> <td>6月20日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夏秋なす</td> <td>7～11月</td> <td>6月20日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第7 削 除</p>	野菜の種類	計画の対象となる野菜の出回り時期	提出期限	備考	生産計画・出荷計画	春キャベツ	4～6月	3月20日		夏秋きゅうり	7～11月	6月20日		夏秋なす	7～11月	6月20日		<p>事業廃止に伴う削除</p> <p>事業廃止に伴う削除</p>
野菜の種類	計画の対象となる野菜の出回り時期			提出期限		備考													
		生産計画・出荷計画																	
春キャベツ	4～6月	3月20日																	
夏秋きゅうり	7～11月	6月20日																	
夏秋なす	7～11月	6月20日																	

改正案	現行	摘要																																																																																																																																
<p>(削除)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">野菜計画生産出荷促進対策特別事</p> <p>1 対象産地・指定産地名 _____</p> <p>2 対象野菜名 _____</p> <p>3 生産出荷計画総括表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品 種 名</th> <th colspan="3">作付面積(7-9)</th> <th colspan="4">107-9当り収量(kg)</th> </tr> <tr> <th>本年見込(A)</th> <th>前年実績(B)</th> <th>% (A/B)</th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>% (A/B)</th> <th>(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>4 仕向け先別出荷計画内訳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">仕 向 先</th> <th colspan="3">月</th> <th colspan="3">月</th> <th colspan="3">月</th> </tr> <tr> <th>本年見込(A)</th> <th>前年実績(B)</th> <th>% (A/B)</th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>% (A/B)</th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>% (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>中央卸売市場</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>中央卸売市場</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>地方卸売市場</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>加工向</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>計</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 生産計画の段階で、仕向け先別出荷計画の仕向け先内訳が困難な場合は、月別計画のみでよい。 2 対象産地及び指定産地が2つ以上の農業協同組合にわたる場合は、農業協同組合ごとの明細を別紙として添付のこと。 3 仕向け市場名を具体的に記入のこと。</p> </div>	品 種 名	作付面積(7-9)			107-9当り収量(kg)				本年見込(A)	前年実績(B)	% (A/B)	(A)	(B)	% (A/B)	(A)																									仕 向 先	月			月			月			本年見込(A)	前年実績(B)	% (A/B)	(A)	(B)	% (A/B)	(A)	(B)	% (A/B)	中央卸売市場										中央卸売市場										地方卸売市場																														加工向										計										
品 種 名	作付面積(7-9)			107-9当り収量(kg)																																																																																																																														
	本年見込(A)	前年実績(B)	% (A/B)	(A)	(B)	% (A/B)	(A)																																																																																																																											
仕 向 先	月			月			月																																																																																																																											
	本年見込(A)	前年実績(B)	% (A/B)	(A)	(B)	% (A/B)	(A)	(B)	% (A/B)																																																																																																																									
中央卸売市場																																																																																																																																		
中央卸売市場																																																																																																																																		
地方卸売市場																																																																																																																																		
加工向																																																																																																																																		
計																																																																																																																																		

改正案	現行	摘要																																																																																									
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">特別事業生産・出荷計画書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">担当者 _____</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">生産数量(トン)</th> <th colspan="3">販売数量(トン)</th> <th rowspan="2">備 考 (生育状況等記入)</th> </tr> <tr> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>%(A/B)</th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>%(A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">(単位:トン)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">%(A/B)</th> <th colspan="3">月</th> <th colspan="3">計</th> </tr> <tr> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>%(A/B)</th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>%(A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>添付のこと。</p> </div>	生産数量(トン)			販売数量(トン)			備 考 (生育状況等記入)	(A)	(B)	%(A/B)	(A)	(B)	%(A/B)																						%(A/B)	月			計			(A)	(B)	%(A/B)	(A)	(B)	%(A/B)																																											
生産数量(トン)			販売数量(トン)			備 考 (生育状況等記入)																																																																																					
(A)	(B)	%(A/B)	(A)	(B)	%(A/B)																																																																																						
%(A/B)	月			計																																																																																							
	(A)	(B)	%(A/B)	(A)	(B)	%(A/B)																																																																																					

附 則

この業務方法書の一部改正は、知事の承認を得た日から施行し、令和8年度事業から適用する。

協議事項 4 ブランド認証対象品目の取消について

1 品目名：京丹波大黒本しめじ

2 経過

- 瑞穂農林(株)からユキグニファクトリー(株)へ事業譲渡をするため、令和7年8月1日以降、ブランド認証事業の認証対象生産者等の要件である「対象法人は、必ず地元自治体等が出資している法人（第三セクター等）であること」を満たさなくなる旨、令和7年6月27日付けで報告あり（京丹波町・京都府経由）
- 令和7年7月30日付けで京丹波大黒本しめじの産地指定を令和7年8月1日以降取り消し
- 令和7年9月24日開催のブランド認証審査会において、以下のとおり諮ったところ、「京丹波大黒本しめじについては、品目を解除することが妥当である」旨の意見あり
 - ・ 「大黒本しめじ」については、名称・栽培方法の商標・特許をユキグニファクトリーが取得しており、今後も「大黒本しめじ」の名称で販売を続ける予定
 - ・ そのため、他者が「大黒本しめじ」を生産できるようになるとは考えられず、品目についても解除する方向で進めたい。
 - ・ 品目を解除することについて、事前に京丹波町にも確認済

(参考) ブランド産地指定の要件について

○ブランド認証事業要領（抜粋）

第5条（ブランド産地）

(1) 認証対象生産者

第7条 第2項に規定する認証対象生産者の要件を満たす以下のいずれかであること。

イ 農業法人・農業公社

第7条（認証対象生産者等の要件）

2 認証対象生産者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

(4) 当該品目に係る生産者組織に加入していること。ただし、以下の場合はこの限りではない。

イ 第5条第1号(イ)の農業法人及び農業公社で、属すべき生産者組織が無い場合

(5) 第5条第1号(イ)の農業法人又は農業公社で、一般法人かつ前号イに該当する場合は、次の条件を満たすこと。

ア 対象法人は、必ず地元自治体等が出資している法人（第三セクター等）であること。

協議事項 5 事務局規程等の一部改正について

1 改正の理由

より効果的なブランド対策事業を推進するとともに、限られた財源の中で簡素で効率的な組織体制とするため

2 改正の内容（詳細は新旧対照表のとおり）

(1) 公益社団法人京のふるさと産品協会事務局規程

- ・事務局内の部及び課を廃止
- ・事務局員の職の例示を整理（経験、職能等に応じて補職）
- ・その他規定整備

(2) 公益社団法人京のふるさと産品協会文書の保管、保存に関する規程

- ・事務局内の部及び課の廃止に伴う規定整備
- ・協会内部の事務手続きについては、理事会の承認を不要とし、理事長が定めることに変更

3 改正時期

令和8年4月1日

公益社団法人京のふるさと産品協会事務局規程 新旧対照表

改正案	現行	摘要
<p>キ <u>野菜及び花きの価格安定事業に関すること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(職務) <u>第4条 事務局長は、理事長の命を受け、協会の処理すべき事務上のすべての活動を統括し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>2 事務局員は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。</u></p>	<p><u>カ ブランド推進事業に係る予算、決算及び会計に関すること</u></p> <p><u>(3) 価格対策部</u></p> <p><u>ア 野菜、花き及び豆類の価格安定事業に関すること</u></p> <p><u>イ 予算、決算及び会計（ブランド推進事業に係るものを除く。）並びに物品に関すること</u></p> <p><u>ウ 前各号に掲げるもののほか、ブランド対策部の所管に属しないこと</u></p> <p>(特例事務の処理) 第4条 特に重要または異例に属するものについては、前条の規定にかかわらず、事務局長が適宜その分掌する部を定める。</p> <p>(事務局の職) 第5条 事務局に事務局長、部長、課長及び主事を置く。 2 前項のほか必要があるときは、次長、課長補佐、主査その他の職を置く。</p> <p>(職務) <u>第6条 事務局長は、理事長の命を受け、協会の処理すべき事務上のすべての活動を統括し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>2 部長は、上司の命を受けて部の事務を処理する。</u> <u>3 次長は、部の事務について部長を補佐する。</u> <u>4 課長は、上司の命を受けて課の事務を処理する。</u> <u>5 課長補佐は、課の事務について課長を補佐する。</u> <u>6 主査は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。</u> <u>7 主事は、上司の命を受けて課の事務を処理する。</u></p>	<p>豆類の価格安定事業の廃止</p> <p>部の廃止に伴い削除</p> <p>第2条と統合 事務局長の設置は重複</p> <p>事務局員として一括して規定</p>

公益社団法人京のふるさと産品協会事務局規程 新旧対照表

改正案	現行	摘要
<p>(事務の代行) <u>第5条</u> 事務局長が不在のときは、<u>参事</u>がその事務を代行し、<u>参事が不在</u>のときは、<u>事務局長が指定する事務局員</u>がその事務を代行する。</p> <p>(代行の制限) <u>第6条</u> 前条に規定する事務の代行は、重要または異例に属する事項については、することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を示したものの、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。 2 代行した事項は、遅滞なく事務局長に報告しなければならない。</p> <p>(補則) <u>第7条</u> この規程に定めるもののほか、組織に関する必要な事項は、理事長が別に定める。</p>	<p>(事務の代行) <u>第7条</u> 事務局長が不在のときは、<u>その事務を分掌する部長</u>（以下『<u>主務部長</u>』という。）がその事務を代行し、<u>主務部長が不在</u>のときは、<u>他の部長</u>がその事務を代行する。</p> <p>(代行の制限) <u>第8条</u> 前条に規定する事務の代行は、重要または異例に属する事項については、することができない。ただし、あらかじめ処理の方針を示したものの、又は緊急やむを得ないときは、この限りでない。 2 代行した事項は、遅滞なく事務局長に報告しなければならない。</p> <p>(補則) <u>第9条</u> この規程に定めるもののほか、組織に関する必要な事項は、理事長が別に定める。</p>	<p>部の廃止に伴う規定整備 参事が代行</p> <p>条ずれ</p> <p>条ずれ</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

公益社団法人京のふるさと産品協会文書の保管、保存に関する規程 新旧対照表

改正案	現行	摘要
<p>(用語)</p> <p>第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 文書等 公益社団法人京のふるさと産品協会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録をいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他これらに類するものを除く。</p> <p>(2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。</p> <p>(3) 完結 起案をする文書等にあつては決裁又は施行の終了を、供覧（関係者の閲覧に供することをいう。以下同じ。）をする文書等（供覧後の文書等でその文書等により起案するものを除く。）にあつては供覧の終了をいう。</p> <p>(4) 完結年度 文書等の完結した日の属する会計年度をいう。</p> <p>(5) 翌会計年度 完結年度の次の会計年度をいう。</p> <p>(6) 完結文書 文書等のうち完結したものをいう。</p> <p>(7) 未完結文書 文書等のうち完結していないもの及び決裁又は供覧を経ないものをいう。</p> <p>(8) 編てつ文書 第4条の規定により編てつした文書をいう。</p> <p>第2条 略</p> <p>(完結年度・文書分類別整理)</p> <p>第3条 完結文書は、完結年度ごとに（年度ごとに区分することが適当でないものについては、暦年ごとに）整理しなければならない。ただし、</p>	<p>(用語)</p> <p>第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 文書等 公益社団法人京のふるさと産品協会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録をいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他これらに類するものを除く。</p> <p>(2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。</p> <p>(3) 完結 起案をする文書等にあつては決裁又は施行の終了を、供覧（関係者の閲覧に供することをいう。以下同じ。）をする文書等（供覧後の文書等でその文書等により起案するものを除く。）にあつては供覧の終了をいう。</p> <p>(4) 完結年度 文書等の完結した日の属する会計年度をいう。</p> <p>(5) 翌会計年度 完結年度の次の会計年度をいう。</p> <p>(6) 完結文書 文書等のうち完結したものをいう。</p> <p>(7) 未完結文書 文書等のうち完結していないもの及び決裁又は供覧を経ないものをいう。</p> <p>(8) 編てつ文書 第4条の規定により編てつした文書をいう。</p> <p><u>(9) 主務部長 第3条の規定により文書等を整理した主務部の長をいう。</u></p> <p>第2条 略</p> <p>(完結年度・文書分類別整理)</p> <p>第3条 完結文書は、完結年度ごとに（年度ごとに区分することが適当でないものについては、暦年ごとに）整理しなければならない。ただし、</p>	<p>第9号を削る。</p>

公益社団法人京のふるさと産品協会文書の保管、保存に関する規程 新旧対照表

改正案	現行	摘要
<p>保存年数が永年である文書等を整理する場合その他の2以上の年度分（年度ごとに区分することが適当でないものについては、2以上の年分）の文書等をまとめて整理することが適当である場合として別に定める場合については、この限りでない。</p> <p>2 完結文書は、理事長が別に定める文書分類に従って、整理しなければならない。</p> <p>3 決裁又は供覧を経ない文書のうち、<u>事務局長</u>が1年以上保管し、又は保存することが必要であると認めるものについては、前2項の規定に準じ整理するものとする。</p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>(文書等の廃棄)</p> <p>第7条 保存年数が経過した文書等は、<u>事務局長</u>が廃棄しなければならない。</p> <p>2 保存年数が経過する前に廃棄しなければならない特別な理由が生じた文書等及び保存する目的が失われた文書等は、その理由等を明らかにして理事長の承認を得て廃棄することができる。</p> <p>3 文書等の廃棄は、溶解又は焼却により行わなければならない。ただし、電磁的記録の廃棄は、記録の消去その他の記録が判読できない方法により処理を行わなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、文書等の保管、保存等に関する必要な事項は、_____理事長が別に定める。</p>	<p>保存年数が永年である文書等を整理する場合その他の2以上の年度分（年度ごとに区分することが適当でないものについては、2以上の年分）の文書等をまとめて整理することが適当である場合として別に定める場合については、この限りでない。</p> <p>2 完結文書は、理事長が別に定める文書分類に従って、整理しなければならない。</p> <p>3 決裁又は供覧を経ない文書のうち、<u>所管部長</u>が1年以上保管し、又は保存することが必要であると認めるものについては、前2項の規定に準じ整理するものとする。</p> <p>第4条～第6条 略</p> <p>(文書等の廃棄)</p> <p>第7条 保存年数が経過した文書等は、<u>主務部長</u>が廃棄しなければならない。</p> <p>2 保存年数が経過する前に廃棄しなければならない特別な理由が生じた文書等及び保存する目的が失われた文書等は、その理由等を明らかにして理事長の承認を得て廃棄することができる。</p> <p>3 文書等の廃棄は、溶解又は焼却により行わなければならない。ただし、電磁的記録の廃棄は、記録の消去その他の記録が判読できない方法により処理を行わなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、文書等の保管、保存等に関する必要な事項は、<u>理事会の承認を得て</u>理事長が別に定める。</p>	<p>部課の廃止による。</p> <p>部課の廃止による。</p> <p>事務局規程、就業規程等と同様に理事長の権限とする。</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。